

食品安全委員会第1015回会合議事録

1. 日時 令和8年2月24日（火） 14：00～14：42

2. 場所 第一会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・農薬 1案件

(消費者庁からの説明)

アクリナトリンの残留基準に係る食品名の記載整備並びに2,4,5-T試験法、カプタホール試験法及びダミノジッド試験法の削除

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目(評価要請の取下げ)

(消費者庁からの説明)

ジクロメジン

フェノキシカルブ

ブタフェナシル

モノクロトホス

・農薬 29品目(一括削除)

(消費者庁からの説明)

DCIP

アメトリン

イソフェンホス

イプロベンホス

エトフメセート

エトリジアゾール

オキサジキシル

オリザリン

カルプロパミド

キナルホス

クロルピリホス

ジクロフルアニド

シクロプロトリン
ジクロメジン
ジフェニル
シラフルオフェン
デメトン-S-メチル
ニコチン
ピラクロホス
フェノキシカルブ
ブタフェナシル
ブピリメート
フルアクリピリム
フルミクロラックペンチル
プロモプロピレート
ベンダイオカルブ
ホメサフェン
メタベンズチアズロン
モノクロトホス

- ・農薬 3品目（基準見直し）
（消費者庁からの説明）

2, 4, 5-T

カブタホール

ダミノジッド

- ・農薬 6品目
（消費者庁からの説明）

アフィドピロペン

イマザモックスアンモニウム塩

クロラントラニリプロール

フェリムゾン

フルインダピル

ペントキサゾン

（3）企画等専門調査会における審議結果について

- ・令和8年度食品安全委員会運営計画について
- ・令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- ・令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

- (4) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について
- (5) その他

4. 出席者

(委員)

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 境残留農薬等基準審査室長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、
澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

- 資料1 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- 資料2-1 食品健康影響評価について＜農薬4品目の評価要請取下げ＞
- 資料2-2 食品健康影響評価について＜農薬29品目一括削除及び農薬3品目基準見直し＞
- 資料2-3 農薬32品目の食品安全基本法第24条に基づく意見聴取等について（概要）
- 資料2-4 食品健康影響評価について＜アフィドピロペン＞
- 資料2-5 食品健康影響評価について＜イマザモックスアンモニウム塩＞
- 資料2-6 食品健康影響評価について＜クロラントラニリプロール＞
- 資料2-7 食品健康影響評価について＜フェリムゾン＞
- 資料2-8 食品健康影響評価について＜フルインダピル＞
- 資料2-9 食品健康影響評価について＜ペントキサゾン＞
- 資料2-10 食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
- 資料3-1 企画等専門調査会における審議結果について
- 資料3-2 令和8年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料3-2参考1 令和8年度食品安全委員会運営計画（案）概要
- 資料3-2参考2 令和8年度食品安全委員会運営計画新旧対照表（案）
- 資料3-3 令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料3-4 令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

- 資料 3 - 5 令和 7 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について
- 資料 4 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況（報告）

6. 議事内容

- 祖父江委員長 ただ今から第1015回「食品安全委員会」会合を開催いたします。
- 本日は7名の委員が出席です。
- また、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長に御出席をいただいております。
- それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1015回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。
- まず、資料の確認を事務局からお願いします。

- 藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は19点でございます。
- 資料1が「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」、資料2-1が「食品健康影響評価について<農薬4品目の評価要請取下げ>」、資料2-2が「食品健康影響評価について<農薬29品目一括削除及び農薬3品目基準見直し>」、資料2-3がこれらに係る消費者庁からの説明資料「農薬32品目の食品安全基本法第24条に基づく意見聴取等について（概要）」、資料2-4から2-9までが農薬6品目「アフィドピロペン」、「イマザモックスアンモニウム塩」、「クロラントラニリプロール」、「フェリムゾン」、「フルインダピル」、「ペントキサゾン」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料2-10がこれらに係る消費者庁からの説明資料「食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」、資料3-1が「企画等専門調査会における審議結果について」、資料3-2が「令和8年度食品安全委員会運営計画（案）」、資料3-2参考1が「令和8年度食品安全委員会運営計画（案）概要」、資料3-2参考2が「令和8年度食品安全委員会運営計画新旧対照表（案）」、資料3-3が「令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）」、資料3-4が「令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」、資料3-5が「令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について」、資料4が「企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

- 祖父江委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 また、本日の議事について、議事(1)及び(2)に同じ品目の農薬が含まれており、関連するものであるとのことです。本日は議事(1)及び(2)の案件を併せて審議することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

- | |
|---|
| <p>(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて</p> <p>(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について</p> |
|---|

○祖父江委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」及び「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、内閣総理大臣から2月19日付で農薬1案件について、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに関する照会がありました。

また、資料2-1にありますとおり、内閣総理大臣から2月19日付で農薬4品目の食品健康影響評価要請の取下げがありました。

また、資料2-2にありますとおり、内閣総理大臣から2月19日付で農薬の一括削除29品目及び基準見直しについて3品目について、資料2-4から資料2-9にありますとおり、内閣総理大臣から2月18日付で農薬6品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農薬1案件の食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに関する照会、農薬4品目の食品健康影響評価要請の取下げ、農薬29品目の一括削除及び農薬3品目の基準見直しについて、消費者庁の境

残留農薬等基準審査室長から御説明をお願いいたします。

○境残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の境と申します。

農薬32品目につきまして、食品安全基本法第24条に基づく意見聴取について御説明いたします。

資料2-1から資料2-2を御覧ください。まず、これまで食品健康影響評価要請を行っております資料2-1の4品目を取り下げさせていただいた上で、これらを含みます農薬29品目の一括削除及び農薬3品目の基準の見直しについて御意見を伺うものでございます。

資料2-3を御覧ください。2. 意見聴取を行う物質の概要の①暫定基準等の一括削除におきまして、別紙1及び別紙2に示す農薬29品目の概要をお示ししております。これら農薬の29品目につきましては、国内登録がないこと、国外における流通の可能性は極めて低いと見込まれることから、現在の基準値を削除しても支障はなく、また、現状より厳しいリスク管理措置である一律基準となることから、リスクが高まることはないと考えております。

なお、この農薬29品目のうち、クロルピリホスは(4)に該当しておりませんが、ストックホルム条約の第12回締約国会議におきまして、製造・使用の禁止である附属書Aへの掲載が決定をされており、令和8年12月の条約発効後は、国内外での使用はないということを前提として考えております。

続きまして、②の暫定基準の本基準への見直しについてです。別紙3に示す2,4,5-T、カプタホール及びダミノジッドの不検出基準を暫定基準から本基準に見直すものでございます。不検出基準の該当性の考え方につきましては、ポジティブリスト制度導入時から変化はないということ、不検出基準に不可欠な食品、添加物等の規格基準に規定する試験法が既に告示済みであること、最も厳しいリスク管理措置が継続されるということから、全般の見直しに支障はないものと考えております。

続きまして、③の②に伴う見直しでございます。先ほど農薬3品目の見直しに伴いまして、別紙4に示す記載整備を行います。 「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)」としております。こちらは資料1でございます。

今後この農薬32品目につきましては、食品安全基本法第24条の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聞き、食品衛生基準審議会において暫定基準の一括削除等の審議を行ってまいります。

なお、暫定基準等の一括削除を行う農薬29品目につきましては、国内での残留が確認され、当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があった場合には、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○祖父江委員長 　ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、願いたします。

それでは、ただ今消費者庁から説明がございましたように、平成19年10月2日付で食品健康影響評価要請がありました「ジクロメジン」、平成23年11月15日付で食品健康影響評価要請がありました「フェノキシカルブ」、平成23年10月6日付で食品健康影響評価要請がありました「ブタフェナシル」及び平成22年11月10日付で食品健康影響評価要請がありました「モノクロトホス」については、取り下げられたものと認め、調査審議は中止することといたします。

続いて、農薬29品目について、消費者庁からの御説明によりますと、国内における登録がないこと、国外における流通の可能性は極めて低いと見込まれることから、現在の基準値を削除しても支障はないとのことです。また、残留基準の一括削除に当たっては、現状より厳しいリスク管理措置である一律基準が適用されることからリスクが高まることはないとのことです。これらを踏まえると、当該29品目が国外において食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」といいます。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」といいます。）に使用される可能性は低いと考えられ、かつ当該29品目が国内において農作物及び対象動物に使用されず、かつ当該29品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されないことに基づき、一律基準を超えないよう、より厳しいリスク管理措置が取られることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長 　では、続いて、2, 4, 5-T、カプタホール及びダミノジッドの3品目について、消費者庁からの御説明によりますと、食品において不検出とされる農薬等の成分である物質に該当しており、ポジティブリスト制度導入時から不検出基準の該当性の考え方に変化はないこと、不検出基準に不可欠な告示試験法が告示済みであること、今後も不検出基準が継続されることから、暫定基準の不検出を本基準としても支障はないとのことです。これらを踏まえると、当該3品目について、暫定基準を本基準に見直すこと、個別食品に重複して設定されている不検出基準を削除することは、食品において不検出とされる農薬等の成分である物質として現行のリスク管理措置が継続されるものであることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 また、これら32品目について、当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報を継続して収集し、当該情報や新たな科学的知見が認められた場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討すべきであることをお伝えするという点でよろしいでしょうか。

続いて、2,4,5-T、カプタホール及びダミノジッドの3品目の残留基準の見直しに伴い、アクリナトリンの残留基準に係る食品名の記載を整備すること、2,4,5-T試験法、カプタホール試験法及びダミノジッド試験法を削除することは、現行の規格基準の内容を変更するものではなく、形式的な改正であることから、消費者庁からの照会のとおり、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

続きまして、農薬6品目についてです。

引き続き、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長から御説明をお願いいたします。

○境残留農薬等基準審査室長 引き続きまして、消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の境が御説明させていただきます。

それでは、資料2-10に基づきまして御説明をさせていただきます。

別添1と書かれたページを御覧ください。

1品目めにつきましては、農薬「アフィドピロペン」でございます。本件は、インポートトレランスによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったことから、先立って食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、キャベツ、はくさい等に農薬登録がなされております。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRでは毒性評価はなされており、国際基準はキャベツ、トマト等に設定をされております。諸外国におきましては、米国でリーフレタス、いちご等、カナダでばれいしょ、トマト等に基準値が設定されております。今回、茶のインポートトレランス申請がなされてございます。

食品安全委員会では、これまで2回評価をいただいております、ADIは0.08 mg/kg 体重/

日、ARFDは0.18 mg/kg 体重と設定されております。

また、暴露評価を行い、ADI及びARFDを超えないことを確認してございます。

続きまして、2品目めは、農薬「イマザモックスアンモニウム塩（イマザモックス）」でございます。本件は、インポートトレランスによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては、あずき、だいず等に農薬登録がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価はなされており、国際基準は、大麦、米等に設定をされてございます。諸外国におきましては、カナダで小麦、ひまわりの種子等、欧州でレンズ豆、ひまわりの種子等に基準値が設定されております。今回、米へのインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会においては、現在評価中でございます。

続きまして、3品目めは、農薬「クロラントラニプロール」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品目につきましては、今回、新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったことから、先立って食品衛生基準審議会で審議を行っております。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、キャベツ、はくさい等に農薬登録がなされており、今回、レタス類への適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRでは毒性評価はなされており、国際基準はアボカド、にんじん等に設定をされております。諸外国におきましては、米国でアスパラガス、アボカド等、欧州でりんご、ブロッコリー等に基準値が設定をされております。

食品安全委員会では、これまで5回評価をいただいております、ADIは1.5 mg/kg 体重/日、ARFDは設定の必要なしとされております。

また、暴露評価を行いまして、ADIを超えないことを確認してございます。

続きまして、4品目めは、農薬「フェリムゾン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う結果の連絡を受理したこと、及び追加資料の提出に伴う畜産物への残留基準設定の要請がなされたことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先立って食品衛生基準審議会で審議を行っております。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、稲に農薬登録がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国では、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージー

ランドにおいて基準値は設定されておられません。

食品安全委員会では、これまで3回評価をいただいております、ADIは0.019 mg/kg 体重/日、ARfDは0.3 mg/kg 体重と設定されております。

また、暴露評価を行いまして、ADI及びARfDを超えないことを確認してございます。

続きまして、5品目めは、農薬「フルインダピル」でございます。本件は、インポートトレランスによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございまして、日本において農薬登録はなされておられません。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準はソルガム、小麦等に設定されております。諸外国におきましては、米国でとうもろこし、卵等、豪州でソルガム、小麦等に基準値が設定されております。今回、小麦、大麦等へのインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会での評価は、今回が初回となります。

続きまして、6品目めは、農薬「ペントキサゾン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う結果の連絡を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったことから、先立って食品衛生基準審議会で審議を行っております。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては、移植水稻、直播水稻などに農薬登録がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国では、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージーランドにおいて基準値は設定をされておられません。

食品安全委員会では、これまで2回評価をいただいております、ADIは0.23 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしとされております。

また、暴露評価を行っております、ADIを超えないことを確認しております。

最後になりますが、今回改めて評価をお願いするものにつきましては、別添2として、前回の評価時点からの追加データの状況を列記しております。このうち「アフィドピロペン」、「クロラントラニリプロール」、「フェリムゾン」、「ペントキサゾン」につきましては、暴露評価の結果として食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の審議資料も提出をさせていただいております。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、まず、農薬「フェリムゾン」につきましては令和6年10月30日付で、「ペン

トキサゾン」については令和7年1月22日付で内閣総理大臣宛てに農薬の再評価として食品健康影響評価結果を通知しており、今回再評価において設定された許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)に基づく暴露評価結果のみが報告され、ADI及びARfDを超えないことが確認されたことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものと認められる旨を内閣総理大臣に通知するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 続いて、農薬「アフィドピロペン」及び「クロラントラニリプロール」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。これらの品目については、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されております。同委員会決定の1の(2)の規定により、先ほどの消費者庁からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて検討を行いますので、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、御説明申し上げます。

農薬「アフィドピロペン」及び「クロラントラニリプロール」につきましては、追加試験として作物残留試験の結果だけが提出されており、かつ本委員会の審議に先だって実施された食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において暴露評価を行った結果についても併せて御報告を受けております。

評価要請に当たり、委員会が既に決定しているADI及びARfDに影響を与える可能性がない試験結果である作物残留試験だけが提出され、かつ暴露評価の結果も併せて報告されています。また、リスク管理機関により提出された資料の内容から、新たに安全性について懸念されるような試験は認められておらず、前回の評価結果から変更は不要と考えます。このため、当委員会決定の1の(2)の②の規定に基づき、本件は評価書を改訂することなく、評価の結果を通知するものと考えます。

以上、農薬「アフィドピロペン」及び「クロラントラニリプロール」について、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

以上です。

○祖父江委員長 ただ今の浅野委員からの説明によれば、農薬「アフィドピロペン」及び

「クロラントラニリプロール」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち「アフィドピロペン」のADIを0.08 mg/kg 体重/日、ARfDを0.18 mg/kg 体重と設定する。「クロラントラニリプロール」のADIを1.5 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要があると判断したという内容をリスク管理機関へ通知するという事によろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 それでは、農薬「フルインダピル」については、農薬第二専門調査会において審議することといたします。

また、農薬「イマザモックスアンモニウム塩」については、平成25年8月26日に評価要請の説明がされ、旧農薬専門調査会で審議中であることを踏まえ、農薬第四専門調査会において審議することといたします。

境室長、どうもありがとうございました。

(3) 企画等専門調査会における審議結果について

○祖父江委員長 それでは、次の議事に移ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」です。

企画等専門調査会から、①令和8年度食品安全委員会運営計画、②令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画、③令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について、資料3-1から資料3-5までのとおり報告が提出されています。

まず、令和8年度食品安全委員会運営計画について説明をしてください。

○藤田総務課長 令和8年度食品安全委員会運営計画につきまして、先日の企画等専門調査会で審議いただきましたので、結果を御説明申し上げます。

資料3-2の参考1を御覧ください。運営計画をポンチ絵でまとめております。食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーションの促進、研究・調査事業の推進、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用でございます。

順次御説明申し上げますが、食品健康影響評価につきましては、当委員会の基幹業務としまして、リスク管理機関からの要請に基づきまして、最新の科学的知見に基づいた、客観的かつ中立公正なリスク評価を実施してまいります。

また、評価ガイドラインにつきましては、必要に応じて策定や改正を進めてまいります。特に来年度につきましては、リスク評価に資する最先端の技術を食品健康影響評価に

導入するための手引きでございますとか、ばく露評価に関する分野横断的な技術文書の策定を進める予定でございます。

リスクコミュニケーションにつきましては、食品安全に関する最新の科学的知見を、ホームページやSNSの媒体の特性を踏まえた情報発信を実施するほか、科学的知見に対する理解の促進を図るための報道関係者、事業者等との意見交換会も実施してまいります。また、食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた基礎的研究も進めてまいります。

研究・調査事業については、今後おおむね5年間の方向性をまとめたロードマップがございまして、これに基づきまして、研究・調査の課題の策定・公募、評価を実施してまいります。

また、その研究調査事業の成果がリスク評価等にどの程度活用されたかといったことに関する追跡調査も実施してまいります。

最後、食品安全情報の収集については、日々、国内外の食品安全の確保に関する情報を収集して、リスク管理機関や「食品安全総合情報システム」を通じまして、国民の皆さんに対して提供しております。食品安全に関する将来的なハザードをできる限り早期に検知する観点から、情報の分類及び構造の改善に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、参考2を御覧ください。これは今年度と来年度の運営計画を新旧対照表の形で整理したものになります。変更点を中心に御説明申し上げますと、まず1ページ目の(6)でございます。DXの取組については、来年度はDXに関する調査事業等が予定されておられませんので、それを踏まえた記述としております。

2ページ目に進んでいただいて、現行にある農薬の再評価でございますとか、ポジティブリスト制度、ベンチマークドーズ法、(Q) SARの活用などについては、一定期間経過したということで記述を削除しております。

2のガイドラインの策定については、先ほど申し上げたように、リスク評価に関する最先端の技術の手引きでございますとか、ばく露評価の分野横断的な技術の文書の策定について記載しております。

3ページ目でございます。第5の研究・調査のところについても、ロードマップについては記述のスリム化を図っております。

4ページへ進んでいただいて、(3)の課題の選定につきましては、例えば若手枠の記述などを前に取り込む等の記述の見直しを行っております。

5ページ目に進んでいただきまして、リスクコミュニケーションでございます。現行の運営計画にございます3つのポツについては、例えば下の2つのポツについては左下の方に移動させたり、1つ目のポツについては消費者庁との連携ということで後ほど出てまいります関係省庁との連携のところへ移動をさせております。

6ページ目は、(3)のところについてはポスターをタペストリーに変更しております。

7ページのところで、2の(1)の評価書等の解説講座につきましては、精講と書いて

ある講座のところから解説資料の提供に変更しております。

3の関係省庁との連携は、先ほど申し上げたとおりです。

8ページへ進んでいただきまして、(3)、(4)、(5)の辺りでございますが、この項目立てが連携に関する箇所だということで、連携に関する記述を残す形で整理しております。

4のところでは、先ほどの基礎的研究の話を記載しております。

最後、9ページの第9、国際協調の推進でございますが、これは1の国際会議への派遣のところ、委員や関係職員の派遣が見込まれる国際会議に記載をアップデートしたところでございます。

駆け足で恐縮ですが、運営計画案については以上でございます。よろしく願いいたします。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本案については、広く国民から意見を聞いた上で、最終決定を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 それでは、本件につきましては、意見の募集手続に入ることにいたします。

続きまして、令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について説明をしてください。

○藤田総務課長 では、今度は資料3-3を御覧ください。これは本年度の緊急時対応訓練の結果報告書となっております。

緊急時対応訓練につきましては、講義形式の実務者研修と実動訓練の確認訓練の二本立てで行っております。

まず1つ目の実務者研修につきましては、昨年6月5日に講義形式で実施をいたしました。参加者は、新規異動者を中心に58名となっております。

内容といたしましては、緊急時対応についての手順を定めました食品安全委員会緊急時対応指針あるいは緊急時対応手順書などについて、講師役の職員から説明を行ったほか、緊急時の情報共有はホームページを通じて行うということで、ホームページの操作方法について講義形式で行ったところがございます。

結果の検証として、参加者にアンケートを実施したところ、51名の職員から回答をいた

だいております。緊急事態とは何ぞやとか、あるいは緊急事態にどのような対応をすべきなどについて、おおむね理解をいただいたところでございまして、次ページに行っていたいで、今後の対応といたしまして、来年度も継続的に実施してまいりたいと考えております。

Ⅱの確認訓練につきまして、2月中に実施予定ということで、当該訓練に係る結果については、6月に予定されている企画等専門調査会で報告するというところで、報告をさせていただきました。

ちなみに、当時、企画等専門調査会が開かれたときには2月中となっておりましたが、実は本日、確認訓練を実施したところでございます。いずれにせよ、結果については6月に報告するというところでございます。

続きまして、3-4でございまして。来年度の緊急時対応訓練計画について御覧ください。

3ページ目の横表を御覧いただければと存じます。来年度も基本的に今年度と同じ枠組みで実施したいと考えておりました。講義形式の実務者研修と実動訓練である確認訓練ということでございます。実務者研修は来年度の前半、確認訓練は、これは消費者庁を中心とした政府全体の訓練と併せて実施することとしておりました。おおむね来年の年末から年始にかけてを予定しているところでございます。

資料3-3と3-4についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

それでは、令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画につきましては、報告された案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 では、この計画に従って訓練を実施してまいりたいと思います。

続きまして、令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について説明をしてください。

○楠川情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料3-5に基づきまして御説明いたします。

食品安全委員会が自らの発意によって実施する食品健康影響評価の案件候補につきまして、昨年11月12日と本年2月6日の2回にわたり、企画等専門調査会で御審議いただきました。本年度は全体で7件の御提案をいただきましたが、11月の企画等専門調査会を経まして、案件候補として残ったのは、資料3-5にございます無機ヒ素のみで、その他の案件については見送ることとされました。

残りしました無機ヒ素についての2月6日の専門調査会における審議の要点を御紹介させていただきます。

無機ヒ素については、2013年に一度評価書を公表しておりまして、改めて食品健康影響評価を実施する上で、必要な科学的知見が十分であるかどうか、現時点では明らかでないものの、欧米や国際機関において、近年評価書の改訂が行われている状況を受けまして、祖父江委員長より、化学物質・汚染物質専門調査会を担当される立場から、これらの評価書には注目すべき点もあるため、必要な体制を整えて精査する必要があるとの御発言がありました。

これに対して複数の専門委員から御賛同の意見をいただきまして、本案件につきましては、自ら評価を実施する上で必要な科学的知見の充足状況について、情報収集等を継続するとの審議結果となりました。

報告は以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、ただ今説明がありました無機ヒ素については、令和7年度に食品健康影響評価の対象とはならないものの、必要な体制を整え、欧米やJECFAの評価書の科学的根拠を精査するなど、自ら評価を実施する上で必要な科学的知見の充足状況について情報収集を継続することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 ありがとうございます。

(4) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

○祖父江委員長 次の議事に移ります。

「企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について」です。

それでは、事務局から報告をお願いします。

○井本評価第一課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、報告を申し上げます。

食品安全委員会の決定に基づきまして、平成22年1月1日以降に食品安全委員会においてリスク評価の要請事項が説明された企業申請品目につきましては、要請事項の説明を受けた日から1年以内に評価結果を通知するよう努めることとされております。これに関しましては、今申し上げました委員会決定によりまして、標準処理期間の達成状況について

毎年1回報告を行うこととされておりますので、その報告でございます。

資料4の記の下に記載されておりますとおり、令和7年につきましては、企業申請品目について評価結果を85件通知し、そのうち標準処理期間を超過したものは、動物用医薬品として諮問された1件及び添加物として諮問された5件となっております。今後も事務局を含めまして、目標達成に向けまして努力をしていきたいと考えてございます。

次のページに平成22年以降の評価要請を受けた件数、結果を通知した件数及び標準処理期間を超過した件数について記載してございますので、そちらも御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問がございましたら、お願いします。

ただ今報告のあったとおり、令和7年度がおおむね標準処理期間内に結果を通知しておりますのは、関係する皆様の取組のおかげだと考えております。引き続き、業務の効率化を図るなど、速やかな調査審議に努力することといたしたいと思っております。

(5) その他

○祖父江委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○祖父江委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合は、来週、3月3日火曜日14時から開催を予定しております。

また、25日水曜日10時から「農薬第二専門調査会」が開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1015回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。